

平成25年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

1 県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度は、平成22年度から高齢農家も安心して取り組める制度に見直しされ、「第3期対策」として始まりました。

また、第3期対策の2年目である23年度から、知事特認基準を設け、隠岐地域の平坦農用地についても生産コスト差に応じて交付金の対象としています。

25年度には、次の取組を行いました。

- ①新たな加算措置の取り組み推進：集落連携促進加算の推進
- ②制度の適正な実施：市町村職員への研修の実施、抽出検査の実施等
- ③多様な事例の収集・提供：優良事例集の作成
- ④パートナーシップ確立支援モデル事業の実施

2 平成25年度実施状況

(1) 市町村数

県内全19市町村で実施されました。

(2) 協定数

①協定の数の増減

集落協定が3増、個別協定が1減となり、全体としては2協定の増です。

(単位：協定数)

	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A - B	対前年比 A / B (%)
集落協定	1,288	1,285	3	100.2%
個別協定	51	52	▲ 1	98.1%
合計	1,339	1,337	2	100.1%

②協定数の異動内訳

(単位：協定数)

集落協定		協定数	摘 要
増加	新規	1	出雲市 1
	復活	2	松江市 1, 川本町 1
減少	廃止	0	
	統合	0	
合計		3	

個別協定		協定数	摘 要
増加	新規	1	浜田市 1
減少	廃止	2	雲南市 2
合計		▲ 1	

(3) 交付対象面積等

①交付対象面積

制度に取り組む面積は、55ヘクタール増えています。

また、交付面積の259ヘクタールは、隠岐の特認基準に係るものです。

(単位：ha)

	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	12,615	12,561	54	100.4%
うち隠岐平坦地	259	258	1	100.4%
個別協定	669	668	1	100.1%
合 計	13,284	13,229	55	100.4%

②地目・基準別内訳

協定農用地の多くが(94%)田での協定となっています。

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	6,895	73	1	412	7,381
緩傾斜	5,411	204	2	2	5,619
高齢化	0	25	0	0	25
隠岐平坦地	242	4	13	0	259
計	12,548	306	16	414	13,284

③協定締結率

(単位：ha、%)

	平成25年度	平成24年度
交付面積	13,284	13,229
対象農用地	15,092	15,090
協定締結率	88.0%	87.7%

(4) 交付金額

交付金額は、7.5百万円増加しています。

集落協定で7.7百万円増加した一方、個別協定で0.2百万円減少しました。

(単位：百万円)

	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
集落協定	1847.9	1840.2	7.7	100.4%
うち隠岐平坦地	21.2	21.1	0.1	100.5%
個別協定	38.7	38.9	-0.2	99.5%
合 計	1886.6	1879.1	7.5	100.4%

(5) 協定の取組内容

単価区分の見直しを行い、体制整備単価に移行した協定が6協定ありました。
新規4協定は、2協定が体制整備単価、2協定が基礎単価に取り組んでいます。

①単価の区分

[協定数]

(単位：協定数)

項目	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	308	312	▲ 4	98.7%
体制整備単価	1,031	1,025	6	100.6%
合計	1,339	1,337	2	100.1%

[協定数増減の内訳]

(単位：協定数)

項目	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基礎単価	2	0	0	▲ 6	▲ 4	
体制整備単価	2	6	▲ 2	0	6	
合計	4	6	▲ 2	▲ 6	2	

移行協定は、出雲1、雲南2、邑南1、津和野1、隠岐の島1

[面積]

(単位：ha)

項目	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
基礎単価	1,846	1,868	▲ 22	98.8%
体制整備単価	11,438	11,361	77	100.7%
合計	13,284	13,229	55	100.4%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組内容（選択項目）		協定数	割合
A要件	①協定農用地の拡大	86	8%
	②機械・農作業の共同化	218	21%
	③高付加価値型農業の実践	42	4%
	④地場産農作物等の加工・販売	36	3%
	⑤農業生産条件の強化	66	6%
	⑥新規就農者の確保	12	1%
	⑦認定農業者の育成	12	1%
	⑧多様な担い手の確保	5	0%
	⑨担い手への農地集積	28	3%
	⑩担い手への農作業の委託	76	7%
B要件	1 集落を基礎とした営農組織の育成	36	3%
	2 担い手集積化	48	5%
C要件	集団的かつ持続的な体制整備	825	80%

※ A要件、B要件、C要件に重複して取り組んでいる協定もある

③加算の状況

(単位：協定数)

項目	平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B	対前年比 A/B (%)
規模拡大	24	24	0	100.0%
土地利用調整	8	8	0	100.0%
小規模・高齢化集 落支援加算	52	52	0	100.0%
農業生産法人設立	1	1	0	100.0%
特定農業法人設立	7	8	▲ 1	87.5%
集落連携促進加算	0	-		
合計	92	93	▲ 1	98.9%

※ 複数の加算措置に取り組んでいる協定もある

※ 集落連携促進加算は、平成25年度に措置

(6) 協定の平均的な姿

		平成25年度 A	平成24年度 B	増減 A-B
集落	参加者数	17 人	17 人	0
	交付農用地面積	9.8 ha	9.8 ha	0.0
	交付金額	143 万円	143 万円	0
個別	交付農用地面積	13.1 ha	12.8 ha	0.3
	交付金額	76 万円	75 万円	1

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を5年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥小規模・高齢化集落支援加算

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。

⑧集落連携促進課産

制度に取り組んでいる集落が、未実施集落と連携し、地域活性化を担う人材確保等の取組を行う場合の加算

